

○生活安全指定捜査員制度の実施について

令和4年3月9日

道本生企第4489号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
生活安全指定捜査員制度については、これまで「生活安全指定捜査員制度の実施について」（平23. 8. 1 道本生企第2474号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、必要な見直しを行い、次のとおり定めて令和4年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底されたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 趣旨

生活安全部門が所掌する事犯に係る組織的若しくは広域的な事件、特殊な捜査技法若しくは専門的知識を必要とする事件又はその他緊急かつ集中的な捜査を行う必要がある事件に対して捜査体制を確立し、迅速・的確な捜査を行うため、警察本部、方面本部及び警察署から派遣する生活安全指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）の階級及び人数をあらかじめ指定して組織的に運用することにより、適正かつ効果的な捜査運営を推進しようとするものである。

2 指定捜査員の運用基準

指定捜査員を運用する事件（以下「対象事件」という。）は、次のとおりとする。

- ア 被害者多数の生活経済事犯、暴力団による福祉犯事件等の組織的又は広域的な事件
- イ サイバー犯罪、外国人雇用関係事犯等の特殊な捜査技法・能力を必要とする事件
- ウ その他緊急かつ集中的な捜査を行う必要がある事件

3 指定捜査員の指定基準

指定捜査員を置く所属（以下「指定所属」という。）及び指定捜査員の指定基準は、生活安全部長が別に定めるものとする。

4 派遣の要請及び派遣の指示

- (1) 所属長は、指定捜査員の自所属への派遣が必要な場合は、指定捜査員派遣要請書（別記第1号様式）により、警察本部の当該事件を主管する課又は方面本部の生活安全課（以下「事件主管課」という。）を経由して生活安全部長又は方面本部長（以下「生活安全部長等」という。）に派遣を要請するものとする。ただし、急速を要する場合には、電話等により事件主管課を経由して生活安全部長等に派遣を要請することができるものとする。この場合において、当該所属長は、事後速やかに指定捜査員派遣要請書を事件主管課を経由して生活安全部長等に提出しなければならない。
- (2) 派遣の要請を受けた生活安全部長等は、事件の規模、態様等を勘案し、必要があると認めるときは、指定所属の長に対し、派遣する指定捜査員の階級及び人数を指定の上、派遣を指示するものとする。
- (3) 派遣は、原則として同一方面管内によるものとし、他方面の指定捜査員の派遣が必要な場合は、生活安全部長が関係方面本部長と協議の上、決定するものとする。
- (4) 生活安全部長等は、(1)の事項に定める派遣の要請の有無にかかわらず、必要があると認めるときは、指定捜査員を派遣することができるものとする。

5 指定捜査員の決定

- (1) 派遣の指示を受けた指定所属の長は、指定捜査員名簿（別記第2号様式）を作成し、生活安全部長等に報告するものとする。
- (2) 生活安全部長等は、(1)の事項により報告を受けた指定捜査員名簿に基づき指定捜査員を決定し、派遣を要請した所属の長に通知するものとする。この場合において、指定捜査員を変更する必要があると認めるときには、指定所属の長と協議することができるものとする。
- (3) 各方面本部長は、当該方面管内において、指定捜査員を決定したときは、指定捜査員名簿により、生活安全部長に通知するものとする。

6 指定捜査員の派遣

- (1) 指定所属の長は、指定捜査員が決定したときは、直ちに指定捜査員を派遣しなければならない。
- (2) 派遣を命ぜられた指定捜査員は、当該派遣先の所属長（捜査本部が開設されている場合は当該捜査本部の長）の指揮を受けて職務を行うものとする。
- (3) 指定捜査員の派遣期間は、原則として10日間以内とする。ただし、生活安全部長等は、10日間を超えて派遣する必要があると認めるときは、派遣期間を延長することができるものとする。
- (4) 生活安全部長等は、当該事件の捜査の進捗状況等から指定捜査員の派遣の必要がなくなったと認めるときは、指定捜査員の派遣を解除するものとする。

7 その他

- (1) 本通達の実施に関し、必要な細部事項については、生活安全部長等が別に定めることができるものとする。
- (2) 指定捜査員に関する事務は、警察本部生活安全企画課及び各方面本部の生活安全課において行うものとする。

※ 別記様式省略